

～ かなんまちづくり基本条例（案）

パブリックコメントの実施結果について ～

◎意見の概要と町の考え方

	意見の概要	町の考え方
全 体 に つ い て	表紙を付けてほしい。	条例案では、現行のとおりとしますが、条例施行後に発行するパンフレットでは、ご意見を踏まえ、表紙を設けることを検討します。
	ページ番号を付けてほしい。	ページ番号を付します。
	発行元を表記してほしい。	条例案では、現行のとおりとしますが、条例施行後に発行するパンフレットでは、ご意見を踏まえ、発行元を表記することを検討します。
前 文	前文について、「高貴寺や弘川寺が開かれる」という表現を「高貴寺や弘川寺が公開される」と改めてはどうか。	町の歴史における「高貴寺や弘川寺が開山される（始められる）」という出来事を表現しているために、現行のとおりとします。
	前文について、「協働して、住民が主役となるまちづくりに取り組んでいきます」という表現を「協働をしながら、住民が主役となるまちづくりに取り組んでまいります」と改めてはどうか。	現在から将来に向かって住民の皆さん、議会及び町が協働して、住民の皆さんが主役となるまちづくりに取り組むという点で、ご意見と条例案は趣旨が合致しているため、現行のとおりとします。
第 2 条	第2条第2号について、町の定義に職員は含まれないのか。	町の定義については、地方自治法第180条の5に規定されている地方公共団体の執行機関を示しているため、現行のとおりとします。

	意見の概要	町の考え方
第2条	第2条第3号について、「安心して生活できる」という表現を「安心して生活できる」と改めてはどうか。	ご意見と条例案は趣旨が合致しているため、現行のとおりとします。
第9条	第9条第3項について、「政策立案能力等を身に付ける」という表現を「政策企画立案能力等を身に付ける」と改めてはどうか。 また、「自己研鑽に努める」という表現を「自己研鑽と記録に努める」と改めてはどうか。	「政策企画立案能力等を身に付ける」に改めるというご意見については、趣旨を鑑みたくえで、条例案を「政策企画立案能力等を身に付ける」とします。 また、「自己研鑽と記録に努める」に改めるというご意見については、記録行為が日常事務であることから、現行のとおりとします。
第22条	第22条について、「この条例の見直しを行う必要があると認める場合は、必要な措置を講ずる」という表現を「この条例の見直しを参画者で必ず時代の流れに合うよう意見交換し練り直し、必要な措置を講ずる」と改めてはどうか。	時代の変化に伴う社会に対応するため、将来、必要性に応じて条例を見直すという点で、ご意見と条例案は趣旨が合致しているため、現行のとおりとします。
附則	附則について、施行日を「平成26年4月1日」と表記してはどうか。	河南町議会の議決を経たくえで、平成26年4月1日の施行を目指しています。